

秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び改造並びに県が行う物品（生産物及び差押えに係るものを除く。）の売払いについて的一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等に関し必要な事項を定めるものとする。

(競争入札の参加者の資格)

第2条 競争入札に参加する資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 引き続き1年以上同一の事業を営んでいること。
- (4) 国税及び都道府県税の滞納がないこと。
- (5) 次条の知事の審査（以下「資格審査」という。）を受け、格付を得ていること。
- (6) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていること。

(資格審査)

第3条 資格審査は、申請の日における次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 申請の日の直前の事業年度終了後の決算（以下「直前決算」という。）における売上高
 - (2) 直前決算における自己資本金の額（法人にあっては純資産の部の合計額とし、個人にあっては次年度繰越純資本金額（元入金と事業主貸借の清算の合計）とする。）
 - (3) 従業員数（代表者を除く。）
 - (4) 直前決算における流動比率（流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）
 - (5) 営業年数
 - (6) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に定める障害者雇用及びそれ以外の障害者雇用の状況
 - (7) 国際標準化機構が定めたISO9001、ISO9002又はISO14001の認証の取得状況
 - (8) 男女共同参画職場づくり事業の認定状況
 - (9) 地域貢献活動への取組状況
 - (10) 賃金水準向上への取組状況
 - (11) えるぼし認定、えるぼしチャレンジ認定、くるみん認定、ユースエール認定の認定状況又は女性活躍推進関係表彰（秋田県女性活躍・両立支援企業表彰（旧秋田県女性の活躍推進企業表彰、旧秋田県子ども・子育て支援知事表彰（あきた子育て応援企業表彰）を含む）、あきたの出会い・結婚応援企業表彰）の表彰状況
 - (12) 印刷業を行う者には印刷設備の保有状況
- 2 格付の決定は、別表1の区分により、算出した評点を合算して得られた点数に応じ、次のいずれかの等級に決定するものとする。
- (1) A等級 点数80点以上の者
 - (2) B等級 点数50点以上80点未満の者
 - (3) C等級 点数50点未満の者

(申請)

第4条 資格審査を受けようとする者は、知事が指示する電子情報処理組織（以下「電子業者登録システム」という。）を使用して、知事に申請しなければならない。

(申請の添付書類)

第5条 申請に当たっては、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては営業の事実を証する書類及び身分証明書
- (2) 直前決算の財務諸表（法人にあっては、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては、貸借対照表及び損益計算書）
- (3) 申請の日の直前1年間の事業年度における納税証明書（法人にあっては、法人税、消費税、地方消費税、法人都道府県民税、法人事業税等、個人にあっては、所得税、消費税、地方消費税、個人事業税等にかかる納税証明書をいう。）
- (4) 役員等が第2条第2号に規定する「暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと」に関する書類
 - ①競争入札参加資格申請者役員等調書（様式第1号）
 - ②誓約書（様式第2号）
- (5) 営業に関し許可、認可等を必要とする業種にあっては、当該許可、認可等を受けていることを証する書類の写し
- (6) 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）の規定により障害者雇用状況報告書を公共職業安定所の長に提出している場合は、その報告書の写し
- (7) 国際標準化機構が定めたISO9001、ISO9002又はISO14001の認証を受けている場合は、その認証書の写し
- (8) 男女共同参画職場づくり事業の認定を受けている場合は、その認定書の写し
- (9) 地域貢献活動への取組状況の確認を受ける場合は、地域貢献活動取組報告書（様式第3号）
- (10) 賃金水準向上への取組状況の確認を受ける場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の写し
- (11) えるぼし認定、えるぼしチャレンジ認定、くるみん認定、ユースエール認定を受けている場合は、その認定書の写し。また、秋田県女性活躍・両立支援企業表彰（旧秋田県女性の活躍推進企業表彰、旧秋田県子ども・子育て支援知事表彰（あきた子育て応援企業表彰）を含む）、あきたの出会い・結婚応援企業表彰を受けている場合は、その表彰状の写し
- (12) 印刷業を行う者にあっては印刷設備の保有状況に関する書類
 - ①印刷設備調査票（様式第4号）
 - ②固定資産台帳の写し等
- (13) その他知事が必要と認める書類

(競争入札参加資格者の決定及び登録)

第6条 知事は、資格審査を行い、競争入札に参加する資格を有する者（以下「資格者」という。）を決定したときは、電子業者登録システムの電子メールにより申請者に通知するとともに、決定した日の翌日から電子業者登録システムの物品供給業者等登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録するものとする。

(資格者の責務等)

第7条 資格者は、関係する法令、条例及び規則等を遵守しなければならない。

2 資格者は、自らの事業により暴力団が利益を得ることとならないよう努めなければならない。

- 3 資格者が、暴力団又は暴力団員から不当な要求を受けたときは、ただちに、警察署へ通報するとともに知事に報告しなければならない。
- 4 資格者が前項の規定に違反したと認められたときは、資格者の決定の取消し又は効力の停止をすることができるものとする。

(資格の有効期間等)

- 第8条 資格者の資格の有効期間（以下「有効期間」という。）は、第6条の登録の日から起算して2年とする。
- 2 有効期間の満了後引き続き資格者の資格を得ようとする者は、有効期間の満了の日の90日前から60日前までに、電子業者登録システムを使用して、知事に申請しなければならない。
 - 3 第5条及び第6条の規定は、前項の場合に準用する。

(指名競争入札の参加者の指名基準)

- 第9条 指名競争入札参加者の指名は、契約予定金額に応じ、A、B及びCのいずれかの等級に格付けされた者のうちから行うものとする。

(指名基準の特例)

- 第10条 前条の規定にかかわらず、当該契約予定金額に対応する等級に格付けされた者が少数のため競争性の確保が困難であると認められるときは、他の等級に格付けされた者のうちから、特殊な機械の保有状況、技術者の雇用状況、現在の受注能力、過去の受注実績等を勘案して指名することがある。

(資格者の決定の取消し及び効力の停止)

- 第11条 知事は、資格者について、次に掲げる事実が判明したときは、その決定を取り消すものとする。
- (1) 虚偽の申請又は不正な方法により資格審査を受けたとき。
 - (2) 秋田県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき。
- 2 前項の規定により、資格者の決定を取り消された者は、当該決定を取り消された日から1年を経過する日まで、第4条の規定による申請をすることができない。
 - 3 知事は、資格者が地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）各号のいずれかに該当すると認められたとき（同令第167条の4第2項後段に規定する者を含む。）その他資格者として遵守すべき法令等に違反したときは、秋田県物品供給業者等資格効力の停止基準（以下「効力の停止基準」という。）に定める期間、当該決定の効力を停止するものとする。
 - 4 知事は、第1項の規定により資格者の決定を取り消したときは競争入札参加資格取消通知書（様式第5号）により当該資格者に通知するものとし、前項の規定により資格効力の決定を停止したときは直ちにその旨を効力の停止基準に基づき当該資格者に通知するものとする。

(申請の記載事項の変更)

- 第12条 資格者は、申請の記載事項に変更が生じたときは、速やかに電子業者登録システムを使用して、知事に届け出なければならない。

(事業の休止又は廃止の届出)

- 第13条 資格者が事業を休止又は停止しようとするときは、速やかに電子業者登録システムを使用して、知事に届け出なければならない。

(書類の提出先)

第14条 この要綱の規定により知事に提出する書類は、出納局総務事務センターへ提出しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行により、「物品の製造の請負、買入れ等に係る指名競争入札参加資格者及び指名業者選定要綱」(昭和63年1月1日施行。次項において「旧要綱」という。)は廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、旧要綱の規定による資格者の有効期間は平成12年3月31日までとする。
- 4 主たる事務所の所在地が秋田県内にある資格者で、平成29年3月31日から平成31年3月30日までの間に資格の有効期間が満了するものの有効期間は、第8条第1項の規定にかかわらず、第6条の登録の日から起算して2年6月とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱(平成11年12月1日施行)の規定による資格者の有効期間は平成16年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱(平成15年4月1日施行)の規定による資格者の有効期間は平成16年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱(平成15年12月1日施行)の規定による資格者の有効期間は平成19年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。